

心身障がい者(児)等通院(所)交通費助成制度

町では、平成25年度から、幌延町に住所を有し在宅で生活している次の各項目のいずれかに該当する心身障がい者(児)等が、該当項目の治療、検査、訓練、観察のため、幌延町内を除く北海道内の専門医療機関及び通所施設への通院(所)に要する交通費の一部を助成することといたしました。

ただし、生活保護受給者及び幌延町町税等に滞納がある方は除きます。

●助成対象者

- (1)人工透析療法受診者
- (2)自立支援医療(精神通院)受診者
- (3)特定疾患及び小児慢性特定疾患による医療受診者
- (4)障がい児通所サービス利用者
- (5)療養手帳の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けていない児童であって、早期の療育が必要と町長が判断した者

※その他、上記対象者が18歳未満の児童又は交付を受けている手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃額種別が第1種である者の介添者(1名)

●助成の額

助成対象者の最寄駅から通院等をする町外医療機関等所在地の主要駅までの往復交通費を、最も経済的な通常の経路により算出した額(他制度における割引又は助成金等を受ける事ができる場合は、割引及び助成の適用となるべき額を控除後)の2分の1に相当する額。

ただし、1人につき1回あたり5,000円(小学校修了前の児童は2,500円)を限度とします。

申請先及び問い合わせ先 町民課保健福祉グループ 電話 5-1115(内線160) 告知端末機 5-8815

平成25年4月から

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

平成25年4月に施行となる障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

- 対象者 対象疾患により障がいのある方
- 相談窓口 対象疾患に罹患している方は、お住まいの市町村の障がい福祉の担当窓口(幌延町は町民課保健福祉グループ)にご相談ください。
- 手続き お住まいの市町村の障がい福祉担当窓口に支給を申請します。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。

●お問い合わせ先

町民課保健福祉グループ 電話5-1115(内線160) 告知端末機5-8815

『春の火災予防運動』

1.実施期間 平成25年4月20日(土)～平成25年4月30日(火)

2.統一標語 「消すまでは 出ない行かない 離れない」



◎乾燥や強風など火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり町民皆様で火災予防をより一層心掛けましょう。

また、高齢者を中心とする逃げ遅れによる死傷者事故を防止するため住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

北留萌消防組合消防署幌延支署